

くまもと しじきほんじょうれい
熊本市自治基本条例

合言葉は「自分たちのまちは自分たちで創る」



ひこまる

「熊本市自治基本条例」とは

個性豊かで活力に満ちた社会の実現を図るために、熊本市をみんなで築いていくための「ルール」を
定めたもので、自治の基本理念や市民・議会・行政の役割などを記載しています。

自治の基本理念

自治とは

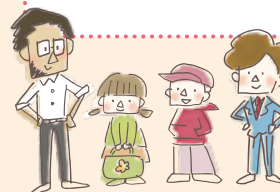
自分たちの地域を自分たちの意思で責任を持ち治めることをいいます

- 市民の福祉の増進を図ります
- 主権者である住民の意思を適切に反映した信託に基づく市政を行います
- 一人ひとりの人権を尊重します
- 情報共有、信頼及び協働による市政・まちづくりを推進します
- 市民は自発的・積極的な参画による市政・まちづくりを推進します
- 将来にわたる持続可能な社会を実現します
- 国・県と対等な関係のもとで自立した市政を推進します

「住んでよかった」と思えるまちに

市民とは

国籍・性別・年齢などにかかわらず
熊本市に住む人、通勤・通学する人、
会社や団体などをいいます



まちづくりの担い手

市民

市民は市政・まちづくりに積極的に参画し、自らまちづくりに取り組むよう努めます

それぞれの役割を果たし、

暮らしやすいまちづくりを進めます



政策を提言

議会

サービスを提供

行政

市政を監視し、市民の声を聴き、政策の提言に努めます。また開かれた議会運営に努めます

市長や市の職員は、公平・公正・誠実に、透明性の高い市政を行います。また市民の意向や実情を的確に把握し、行政サービスの質を高めます



ポイントは3つ

自治運営の基本原則

Point 1 【情報共有の原則】

市政やまちづくりを進めるために、市民、議会、行政は情報を積極的に提供し、共有します。またそのための仕組みを整備します

■ 事例

市政だより、議会だより、ホームページ、公式LINE、市長への手紙、情報公開制度、町内掲示板、町内回覧板など

Point 2 【参画の原則】

参画は施策の立案段階等から主体的に参加することです。市政・まちづくりには子どもも含め地域社会を構成する多様な市民が積極的に参画することが必要です。またそのための仕組みを整備します

■ 事例

ワークショップ、パブリックコメント、アンケート、実行委員会、地域説明会、検討委員会など

Point 3 【協働の原則】

協働とは同じ目的のために、それぞれが対等な立場で、役割と責任を担い協力することです。行政は市民の自主性等を損なわないようにし、協働を拡充推進する仕組みを整備します

■ 協働の形態

後援、政策提案、事業協力、共催、協定・契約など

情報共有・参画・協働による
市政・まちづくりを進め、
個性豊かで活力に満ちた
社会の実現をめざしましょう！



社会情勢等の変化などを踏まえ、表現を見直しました〈令和5年(2023年)〉

参画の原則(第27条関係)

- 2 参画による市政・まちづくりは、地域社会を構成する多様な市民が共同して取り組みます。

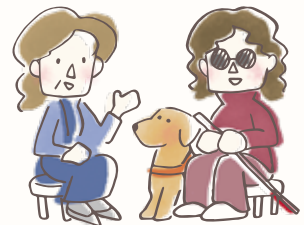
(改正理由) まちづくり等に参画する主体は、国籍や性別・年齢等に関係なくあらゆる人たちであることを示しました



地域コミュニティ活動(第32条関係)

- 1 市民は、市民相互の協働により、防災、福祉、環境等の身近な地域の課題を解決していくとともに、社会を多様に支え合う自主的で自立的な地域のコミュニティ活動(以下「地域コミュニティ活動」といいます。)を推進するよう努めます。
- 2 市民は、地域コミュニティ活動を行うに当たっては、思いやりとふれあいのある住みよい地域となるよう、自らの役割を自覚するとともに、多様な文化的背景を踏まえつつ、互いを十分に尊重しながら進めることとします。

(改正理由) 1 地域課題の具体例を示すことでイメージしやすくしました
2 多文化共生という概念を示しました



危機管理(36条の2関係)

- 1 市民は、日頃から一人ひとりが災害等の発生に備え、物資等の備蓄や近隣との協力関係の構築に努めるとともに、災害等の発生時には、相互に助け合うよう努めます。

(改正理由) 災害の備えに必要な「自助」「共助」の具体例を示しました



条例の体系

前文

第1章 総則

- 第1条 目的
第2条 定義
第3条 自治の基本理念
第4条 自治運営の基本原則

第2章 市民、市議会及び市長等の役割

- 第5条 市民の権利
第6条 市民の責務
第7条 市議会の役割
第8条 市議会議員の責務
第9条 市長の責務
第10条 市長等の役割
第11条 市の職員の責務

第3章 市政の原則及び制度

- 第12条 市政の基本原則
第13条 総合的かつ計画的な市政
第14条 効率的かつ効果的な市政
第15条 組織体制
第16条 総合的な行政サービス

- 第17条 人事体制
第18条 公益通報制度
第19条 審議会等
第20条 行政手続
第21条 意見等の取扱い
第22条 説明責任
第23条 公的オンブズマン
第24条 (削除)

第4章 情報共有及び参画・協働

- 第25条 情報共有の原則
第26条 個人情報保護
第27条 参画の原則
第28条 青少年・子どもの参画
第29条 協働の原則
第30条 市民参画・協働のための仕組み
第31条 参画と協働によるまちづくり条例

第5章 コミュニティ活動

- 第32条 地域コミュニティ活動
第33条 市民公益活動
第34条 地域コミュニティ活動及び市民公益活動の連携

第6章 区におけるまちづくり

- 第35条 区におけるまちづくり
第36条 組織体制の整備等

第7章 危機管理

- 第36条の2 危機管理

第8章 住民投票

- 第37条 住民投票
第38条 住民投票の請求及び発議

第9章 国、他の地方公共団体等との連携

- 第39条

第10章 自治推進委員会、最高規範性及び条例の見直し

- 第40条 自治推進委員会
第41条 最高規範性
第42条 条例の見直し

詳しくは
こちら



熊本市HP
「自治基本条例とは?」



熊本市 地域政策課

TEL : 096-328-2031

メール : chiikiseisaku@city.kumamoto.lg.jp